

令和3年第11回熊野町議会全員協議会
会議録

1. 招集年月日 令和3年11月30日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和3年11月30日

~~~~~  
4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・住民生活部・健康福祉部・建設農林部】

- (1) 行政手続等における押印の見直しについて（報告）
- (2) 新型コロナワクチン接種状況について（報告）
- (3) 指定管理者の指定及び更新について（協議）
- (4) 熊野町下水道事業の設置等に関する条例案について（協議）

|        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 総務部長   | 宗條勲  |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 健康福祉部長        | 時光良弘  |
| 建設農林部長        | 堂森憲治  |
| 総務部次長         | 西岡隆司  |
| 住民生活部次長       | 立花太郎  |
| 健康福祉部次長       | 西村ゆり  |
| 建設農林部次長       | 寺垣内栄作 |
| 財務課長          | 西川伸一郎 |
| 政策企画課長        | 須賀雅彦  |
| 生活環境課長        | 熊野孝則  |
| 子育て支援課長       | 佛圓至裕  |
| 健康推進課長        | 桐木和義  |
| 上下水道課長        | 多久見良数 |
| 新型コロナウイルス対策室長 | 寺澤ひとみ |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 西村隆雄 |
|--------|------|

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

(1) 行政手続等における押印の見直しについて（報告）

【健康福祉部】

(2) 新型コロナワクチン接種状況について（報告）

【住民生活部・健康福祉部】

(3) 指定管理者の指定及び更新について（協議）

【建設農林部】

(4) 熊野町下水道事業の設置等に関する条例案について（協議）

【議会】

(5) タブレットについて

(6) その他

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 26 分)

○議長（大瀬戸） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の全員協議会では、執行部から協議案件 2 件、報告案件 2 件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。また、続いて執行部からの報告事項もあるようですので、御了知いただきたいと思ひます。

それでは、三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 皆様、おはようございます。

お忙しいところお時間をいただき、誠にありがとうございます。

冒頭、私から 2 点の御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

まず、感染状況ですが、8 月の第 5 波の流行後、急速に収束しておりますが、年明けにも次の第 6 波、あるいは新たなウイルスが到来する予測がございます。このため、新しい生活様式の実践を基本とした、一人一人の日々の心がけの重要性について啓発を続けてまいります。

次に、ワクチンの接種状況でございますが、後ほど説明いたしますが、対象者の 86% が 2 回目の接種を終えております。3 回目の接種は、医療従事者は来月 12 月ですが、高齢者は来年 1 月の開始を目指して準備を進めております。

次に、感染の長期化を踏まえた政府の新たな経済対策として、18 歳以下を対象に 10 万円相当の給付が予定されております。このうち、現金 5 万円分の給付費 1 億 8,000 万円強の予算措置は、年内給付を行うために緊急を要することから専決処分をいたしますので、御理解いただきたいと思います。

コロナ関連につきましては、以上でございます。

続きまして、公金を取り扱わせる指定金融機関についてでございます。本町の指定金融機関に交互に指定しております広島県信用組合及び安芸農業協同組合から、事務経費の一部について公費負担の要請がありました。これを受けて両者と協議をした結果、本年度を最後に交互の指定を解消し、令和4年度以降は広島県信用組合を指定金融機関とする議案を次の定例会に提出させていただきますので、この点も御承知おきをお願いします。この件の詳細を含め、後ほど総務部長からその他の事項についての報告をさせます。

さて、本日は報告案件として、行政手続等における押印の見直し及び新型コロナワクチン接種状況について、協議案件として、指定管理者の指定及び更新及び熊野町下水道事業の設置等に関する条例案についての計4件でございます。議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 続いて、宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 公金の収納・支払い事務を取り扱わせる指定金融機関への事務費の一部公費負担の経緯について御報告いたします。

元来、指定金融機関として公金を取り扱うことは、地域を代表する金融機関の証であるといった受け止め方から、庁舎内の出納窓口への職員派遣は無償によることが通例でございました。しかし、昨今の地域金融機関等の厳しい経営状況から、指定金融機関の指定を辞退するケースや、市町が人件費の一部負担を行う事務の有償化が進んでおり、既に安芸郡内での無償派遣は本町のみとなっております。

こうした中、本町が2年周期で交互に指定しております広島県信用組合と安芸農業協同組合から有償化への要請があり、諸般の情勢によりやむを得ないものと受け止め、派遣に要する費用等について協議をしてまいりました。

その結果、安芸農業協同組合の経営上の御判断もあり、来年度からの2か年は安芸農業協同組合を指定する予定であったところ、本年度を限りに交互の指定方式を解消し、令和4年度以降の指定金融機関を広島県信用組合とする旨の議案を次の定例会に提出する運びとなったものでございます。

なお、人件費等事務費の一部負担額は年間200万円、ただし、初年度については100万円となる予定でございます。

次に、人事院勧告に基づく給与改定について御報告いたします。

8月に行われました本年度の人事院勧告は、国と民間との月給の格差が極めて少なかったことから、昨年度と同様、特別給、いわゆるボーナスの格差のみ支給月数を0.15月分引き下げるという内容でございました。具体には、12月支給の期末手当の支給月数に勧告内容を反映して調整を行うこととされたところでございます。

町職員の給与は、地方公務員法に基づき、国、他の地方公共団体、民間企業の給与その他の事情を考慮して定めるという均衡の原則に従い、条例で定めることとされております。このため、さきの人事院勧告に基づいて行われる国の一般職に係る給与法の改正措置に準じて条例改正を行うこととなります。

法令を遡及適用、すなわち過去に遡り法律関係を変更し適用することは、それにより国民に利益をもたらす場合に限り許されるものとされており、不利益をもたらす場合には遡及適用は許されないこととされてございます。この不利益不遡及の原則を前提に、12月1日に受給権が発生する12月支給の期末手当の支給月数を引き下げるには、国の改正給与法やそれを根拠とする町の改正給与条例は11月中に公布がなされることが必須となります。

本年に関しては、さきの衆議院議員総選挙の影響で臨時国会の開会が12月にずれ込むことから、12月支給の期末手当における一般職並びに、これに連動する特別職及び議員に係る期末手当の引下げは見送りとなりました。

これに関し、政府は先般行われました給与関係閣僚会議と閣議において、人事院勧告に基づく給与法改正案を早ければ12月の臨時国会に提出することとし、併せて来年度の夏の期末手当で事後的に差額分を差し引くという異例の措置を講じることを決定しました。人事院勧告に伴う給与改定に当たっては、今後の給与法改正及び総務省通知等に基づき適切に対応してまいります。

次に、さきの広島県知事選挙における二重投票の発生について御報告いたします。

事実関係でございますが、報道にもございましたように、入場券を持参せず期日前投票を済ませた有権者が、選挙当日、入場券を持参して投票所にて投票を行ったというものでございます。こうした二重投票を防止するため、本人確認を行う選挙人名簿には、期日前投票を済ませた有権者についてはそれを示す記載が名簿になされますが、今回はそれを事務従事者が見落として投票用紙を交付し、投函がなされた後に誤りに気づいたというものでございます。

このたびのように2つの選挙の期日前投票が同時に実施されるということはまれなケースであり、悪意のない二重投票の発生の可能性を予見した選挙管理委員会において、事前に事務従事者に注意喚起がなされましたが、遺憾ながら防止することができませんでした。このたびの事態は公職選挙の信頼性を損なうものであり、深く反省し、選挙事務全般を点検して所要の措置を講じるなど、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で執行部からの報告を終わります。

それでは、早速協議会に移ります。これより着座にてお願いをいたします。

報告案件、行政手続等における押印の見直しについて、執行部から説明を受けたいと思います。宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 行政手続等における押印の見直しについて、説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

まず、1、趣旨・目的についてでございます。

国においては、昨年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、本年9月にはデジタル庁が設置されるなど、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化への取組が加速しているところでございます。このような社会全体のデジタル化を見据え、行政サービスを見直し、デジタルによって行政の在り方そのものを変革する「デジタル・ガバメント」を実現するためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が課題となっております。

そのため、本町においても、申請手続のオンライン化の促進や、内部手続における業務フローのデジタル化の推進に向けた取組の第一歩として、行政手続等における押印の見直しを実施し、住民の負担軽減や利便性の向上を図るものでございます。

次に、2、見直し方針の概要についてでございます。

まず、（1）見直しの対象でございますが、押印の根拠を、国や県の法令・条例等や、外部機関により押印を求められているものと、町の条例等や慣行により押印を求めているものの2つに分類し、町の条例等や慣行により押印を求めているものについて、判断基準を設けて見直しを検討することといたしました。

なお、町が発出する通知等に押印する公印は、本方針による見直しの対象外としておりますが、このたびの行政手続等の押印の見直しと併せて、別途、見直しを検討することとしております。

次に、(2) 押印見直しの判断基準でございますが、国から示されている地方公共団体における押印見直しマニュアルに基づき、2つの判断基準によって見直しを行うことといたしました。

まず、基準の1つ目は、押印を求める趣旨の合理性の有無でございます。押印を求める趣旨には、本人確認や文書作成の真意確認、文書内容の真正性の担保がございます。本人確認については、押印以外の手段によって代替することができ、それにより文書作成の真意も確認できること、文書内容の真正性については押印のみによって担保されるものではなく、手続全体として評価されること。これらを踏まえ判断することといたします。

次に、基準の2つ目は、押印を求める趣旨の代替手段の有無でございます。先ほどの基準①押印を求める趣旨の合理性がある場合も、認印または印鑑照合を行わない登記印・登録印による押印の効果は限定的であるとの前提に立ち、継続的なやりとりのあるメールアドレスからの受信や本人確認書類の提示等、押印を求める趣旨を代替する手段の有無により判断することといたします。

これら2つの基準を踏まえ、矢印から下でございますが、押印廃止、押印存続の方針を整理しております。

まず、押印廃止ですが、認印は原則廃止とし、登記印や登録印であっても、印鑑証明書との照合を行っていない場合は廃止することといたしました。なお、本人確認が必要な手続のうち一部の手続においては、押印の代わりに本人確認書類の提示等を求める代替手段を講じることといたします。

次に、押印存続ですが、法により押印が義務づけられている契約書や、契約書と同等の意味を持つ請書や協定書、入札・契約に係る書類、印鑑証明書と照合する登記印や登録印、支払いに必要となる書類、これらについては押印を存続することといたします。

資料右側でございますが、続きまして、3、押印見直しの検討状況等についてでございます。こちらは、見直し方針に基づき、役場全体の押印を求めている手続について調査を行い、11月現在の検討状況を取りまとめたものでございます。

まず、町民・事業者等に押印を求めている手続は全体で1,552件ございました。

このうち、国・県等の外部機関により押印が求められているものは391件でございます。これらは既に廃止済のものもございしますが、国または県等の法令・条例等に基づき押印の見直しを行ってまいります。

次に、町の条例等や慣行により押印を求めているものは1,161件でございます。このうち押印を求める趣旨の合理性がなく、押印以外の代替手段がある929件、先ほどの町の判断で押印を求めている1,161件のうち8割については、押印を廃止することとしております。

続いて、押印を求める趣旨の合理性があり代替手段がないものや、支払いに必要となるものが232件、この2割に当たる手続につきましては押印を存続することとしております。

なお、今後、統一的な対応が必要な手続等を精査いたしますので、件数等が変動する場合がございます。

次に、4、押印廃止に係る今後の予定についてでございます。

まず、(1)廃止方法でございますが、条例に定めがあるものにつきましては、令和4年3月定例会に議案を提出させていただき予定でございます。また、条例以外の規則や要綱等につきましては、押印を廃止する特例の規則等によりまして、全様式を一括して改正する予定としております。

次に、(2)施行時期でございます。改正条例や特例規則等の施行日は、令和4年4月1日とする予定でございまして、新年度から押印廃止を実施してまいります。

なお、規則等の改正が不要なものにつきましては、可能なものから様式を修正し、順次押印を廃止することとしております。

次に、(3)押印見直し状況の周知でございます。令和4年4月からの押印廃止に向け、町ホームページにおいて、押印廃止・存続の手続を一覧化して掲載するとともに、町広報において、押印の見直し状況や施行時期等を掲載し、町民の皆様の混乱を招かぬよう周知してまいります。

最後に、5、押印見直し後の取組についてでございます。押印の見直しは、押印を廃止すること自体が目的ではなく、冒頭の趣旨・目的でも申し上げましたとおり、行政手続における住民の負担軽減や利便性の向上を図るための第1段階と捉えており、押印を見直した後の取組が重要と考えております。そのため、今後、行政手続においては電子申請等のオンライン化を進め、デジタルで完結する範囲を拡大すること、また、内部手



続においては、押印を存続することとした業者からの請求書等、会計事務のさらなる押印見直しや電子決裁等によるペーパーレス化を推進することなどにより、デジタル化による住民サービスの利便性向上のための取組を実施してまいります。

行政手続等における押印の見直しについての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） この見直しに伴い発生する経費はどのぐらいかかりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） すみません、これに関する経費なんですけれども、今のところまだどれぐらいかかるかは計算しておりません。申し訳ございません。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ということは、これに伴って今度は効果、効果額というか、そのあたりも一切試算はまだされてないということよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 現在のところ、しておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 例えば、ちょっとお聞きしたいんですけども、DVなんかで住所を隠

して転居されている場合に、その関係者が本人の承諾なしに、住所のために戸籍や住民票の提示を求められたときにはどうされるのでしょうか。書類を書くだけで。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 戸籍関係のことになりますと、こちらについては今までどおりの手続になろうかというふうに考えます。戸籍関係の手続については、どうしても個人情報とか関わってきますので、今までどおりの手続になるというふうに考えております。ですので、押印等の今回の見直しについては、存続というふうな形になろうかというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 押印というのは一つの確認といいますか、いろんな判断を迷うときに決断をする一つの手段だったというように私は思っております。一応、国のほうでこういう方向が出たんで従わざるを得ないかとは思いますが、やはりいろんな場面場面で、特に先ほどありました右のほうの押印見直しの検討状況等で、この件の内容に関して分けたりして、押印が必要とする、あるいは必要としないというようなものが出ておりますけども、やはりその区別が大変だなというふうに心配しております。

特に、文書で一つの決裁をする場合に、場合によっては見直しというようなこともあったりするかと思いますが、それはパソコンあたりの入力日時によって判断されるかと思っておりますけども、そこら辺の最終的な、これが最終的な文書だというような確認の方法等を考えておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） お答えになるかどうか分かりませんが、我々日常的に起案文書というものを作成いたしまして、町長の意思決定を受けて様々な事業執行をするということとしております。現在、その起案作業につきましては、従来どおり押印によって

意思決定を受けるということになっております。また、会計事務につきましても従来どおり押印ということで、しばらくはそのような形で進んでいくというふうに思っておりますが、今後、電子決裁等を、我々業務の中で一部簡易的なものについては既に電子決裁というものを実施しておりますけれども、全体的な起案事務でありますとか、会計事務については、従来型の押印の形で当面は続いていくということと考えております。

ただ、いずれにしてもこれからは電子決裁ということが進んでくると思っております。リモートワーク等も実施する上で、そういった押印をしなければ物事が進まないということが非常にネックとなってまいりますので、いずれにしてもそういった電子的なものを導入するという時期はやってまいると思います。

言われましたように、最終的にいつ誰が決裁したかというものは、当然ながら電子データとして保存されるということで、そのあたりにつきましてはシステム上担保されるものというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 最終的なこれが決定だということあたり、同じ種類の文書が何種類も出たりということのないように、きちっとやはり確定したものを、みんながその情報を、全員が共有できるというような方向できちっと進めてもらいたいというように思います。よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

ほかにございませんか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ちょっと訂正印の関係で聞きたいんですけども、例えばこれまでは申請時に押印してもらった書類で訂正が発生したときは、同じ印鑑で、ほぼ原則、訂正印について訂正されてると思うんですけども、こういった押印制度がなくなった場合、訂正が発生した場合はどのような処理をされるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○政策企画課長（須賀） 書類自体を差し替えていただくような形になるかというふう
に考えます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（尺田） 間違いが起こるたび、鉛筆で書くもんでもないんで、その都度差し替え
て書き直してもらうという処理をするんでしょうかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（宗條） 現時点で、まだ具体にどのようにするかという細かい要領等につい
て定めているわけではございません。ただ、契約等重要な書類については、従来のよう
に押印ということ存続するというようにしておりますので、文字の削除とか訂正によ
って重大な影響を及ぼすようなものについては、従来どおり何字訂正とか、何字挿入と
いうところで押印していただくということとしております。

この押印の廃止というものの大部分が、いわゆる認印を押していただいて、それによ
って申請のものだというような見方をしておりました。ただ、御承知のとおり、この認
印というのはもう数分で、自動販売機のようなもので数分でもう作成が可能というよう
な状況になっておりますので、それをもって申請のものということ判断をすることは
なかなか妥当性がないということで、廃止をするということになりますので、当然なが
ら、従来認印で行っていた訂正等で済むようなものについては、本人が面前でそういつ
た訂正をされるわけですから、それに特別、そこに改めて判を押していただくとかいう
ようなことは、あまり意味がないというふうに思っております。

いずれにしても、書類自体を書き換えていただくのか、あるいは何らかの形で訂
正をしていただくのかというところについては、これから十分詰めていきたいというふ
うに思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田）　じゃあ、ちょっと最後に、本人確認書類の関係でお伺いするんですけども、免許証とかマイナンバーのように顔写真付きのものとそうでないものというのがあるんですけども、申請内容については顔写真付きのものでないといけないとか、そうでなくても住民票みたいなもので本人確認できますよというものもあるとは思いますが、そういった差別化ということはされる予定はあるんでしょうか。

あと、併せてどういった書類になるのか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀）　顔付きの証明ということになれば、運転免許証であるとか、マイナンバーになるんですけども、顔があればその1枚でいいとか、あと健康保険であるとか、そういった顔がついてないものについては2つ明示してくださいとかいう、一応今の現段階の取扱いでもそのようなことをしておりますので、それをちょっと参考に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條）　現在も申請等に当たって本人確認について厳格に行う必要があるものについては、顔写真のある公的な証明であるか、またはそういったものがない場合は複数の本人確認を示すようなものを提示いただくというようなことをしておるものもございます。ただ、普通の、例えば児童手当の申請であるとかいったようなものについてまでそういった顔写真入りのものが必要なんかどうなのかということはあるかと思えますので、それは個々の申請内容といいますか、書類に応じてどのような本人確認をしていくか、真意確認していくかというのは、やはり個々に判断すべきものと考えております。そこらあたりも、この押印廃止に際してどのような本人確認をしていくかということにつきましては、これから詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 日本の伝統的な押印文化が変わる時期に入ってるんだと思いますが、往々にして行政は性善説に立って行政の進んでおります。今の時代、性悪説という前提も必要になってこようかと思うんですね。こうしたときに、一人一人の人間、これの倫理観によるところが頼りでございます。

そんな中で、政府のほうはそのあたりの指針。だから人間の倫理観というのは組織を守るための倫理観では守られなくなっております。一人一人が、これはおかしいぞと、私も前から申してますが、クリティカルマインドと。この批判的精神を持たないと組織は浄化しません。だから、この押印も含めてそういうあたり、指針は国は持っておりますか、倫理規定。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 令和2年12月に、国のほうが、地方公共団体における押印の見直しマニュアルという、こちらの方針に基づいて今回の押印の見直しをさせていただくというか、方針の作成をしてそれに基づいて行うということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私どもは町民に奉仕するという精神のもとで、改めて一人一人の自立と倫理観を改めて問われる。町民も善意で申請される方ばかりではないと。こういう時代でございますので、十分に考えつつ、多面的な視点でもってこの文化的な行事、要は伝統的な押印を変更するのに取り組んでいかなくちゃいけないと思いますので、皆で頑張ってみましょう。時代は、デジタルに乗り遅れると日本はもう二流国、三流国になりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、行政手続等における押印の見直しについては、この概要を承知しました。本件については、議員から出されました意見に配慮し、また住民の負担軽減及び利便性向上が図られるよう取り組んでいただくとともに、適切な方法により住民へ周知することを要望し、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、新型コロナワクチン接種状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長(時光) それでは、新型コロナワクチン接種状況につきまして、お手元の資料2により説明をさせていただきます。

まず、1の新型コロナワクチン接種についてでございますが、4月末に高齢者施設入所者等から開始いたしました新型コロナワクチン接種の接種希望者の2回目接種を11月末で完了としております。12月以降は、1・2回目の接種が完了していない方への接種機会の提供を継続し、3回目の追加接種の枠で対応をしております。また、早くて12月から開始となります3回目の追加接種を実施するに当たり、見込みの試算を行い、必要な接種体制の構築を進めてまいります。

次に、2の接種状況についてでございますが、令和3年11月18日現在におきまして、接種者全体では、1回目接種者は1万8,798人で、接種率は87%でございます。2回目接種者は1万8,481人で、接種率は86%となっております。年代別の接種状況でございますが、60歳以上の方の接種率は、1回目、2回目とも90%を超えております。若年層の接種率においても徐々に上昇しており、12歳から15歳の方の1回目、2回目の接種率においては50%を超え、16歳以上の方の接種率は、1回目、2回目とも75%を超える状況となっております。

続いて、3の今後の1・2回目接種の接種計画についてでございますが、集団接種につきましては、10月31日に町民会館において実施いたしましたバス接種を最後に終了いたしました。医療機関における個別接種におきましても、接種希望者の2回目接種を11月末でほぼ完了いたします。12月は、主な対象者が12歳年齢到達者となることから、小児科診療をされている医院において限定した日時でのみ実施することといたします。1月からは、追加接種の枠で町内10か所の医療機関で接種を実施いたします。

未接種者への勧奨につきましては、実施期間が終了する前に、9月及び10月と同様通知を発送し、接種の御案内をする予定としております。

なお、接種実施期間は令和4年2月28日とされておりましたが、9月30日まで延長され、1回目・2回目の接種を完了していない方への接種機会の提供を継続してまいります。また、令和4年2月から5歳以上11歳以下の小児への接種を開始する可能性があるため、速やかに接種を開始できるよう接種体制の構築を進めてまいります。

続いて、4の本町での取組状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び接種率向上のために、接種希望者の接種しやすい環境に配慮し、小・中学校の教職員、保育所・幼稚園・認定こども園の保育士、放課後児童クラブの指導員等の優先接種を実施いたしました。

また、小・中学生の専用予約枠として金曜日の夕方と土曜日の午前中を、また高校生の専用枠として集団接種の14時以降の予約枠を設定いたしました。

また、ワクチンの無駄をなくす取組として、キャンセル対応者リストの登録、妊娠中の方にできるだけ早い接種をしていただく対応として、妊婦のキャンセル対応登録者への優先案内を実施いたしました。

また、7月15日から、町のSNS（公式LINE）を活用いたしまして、接種予約の開始日やキャンセル対応者の募集を実施し、接種希望者の2回目接種の完了を11月末とし、予約済者を除く未接種者に対する勧奨通知書を9月及び10月に発送し、10月中に予約をしていただくよう勧奨いたしました。

なお、実施期間が終了する前に再度、勧奨通知を発送する予定としております。

次に、5の接種証明書のデジタル化についてでございます。現在、海外渡航に関する場合に限り発行している接種証明書と国内での接種事実の証明となる予防接種済証を紙で発行しておりますが、これらの接種証明が、年内を目途に、マイナンバーカードによる本人確認を前提といたしまして、国で開発するスマートフォンのアプリケーションから電子申請・電子交付をすることが可能になる予定でございます。デジタル化になりますと接種証明書の取得が容易となり、QRコード付きの接種証明書がスマートフォンで表示でき、国内外において積極的に活用されることが想定されます。

続きまして、6の3回目の追加接種についてですが、国から示された全体像において、まず、接種対象者は2回目接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供することとなっておりますが、18歳以上の方に対する追加接種として、ファイザー社ワクチンが薬



事承認されたことを踏まえ、まずは2回目接種を完了された18歳以上の方が対象者となっております。対象者数は、本町においては令和3年11月18日現在において、2回目接種を完了された18歳以上の方1万7,059人となります。追加の接種回数は1回で、接種間隔については、2回目接種完了から原則8か月以上となり、早くて12月に医療従事者等から開始となります。

使用ワクチンは、1回目、2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン、ファイザー社と武田/モデルナ社となりますが、こちらを用いることが適当とされていますが、当面は、薬事承認されておりますファイザー社ワクチンを使用することとされています。モデルナ社ワクチンにつきましては、現在、追加接種に係る薬事申請をされておりますので、薬事審査の結果を待って改めて審議される予定でございます。接種券等の形式につきましては、接種券と予診票の一体型となり、接種済証を別に印刷し、QRコードの印字がされたものとなります。接種の実施方法といたしましては、現行どおり、個別接種及び集団接種を実施することとしております。

なお、広域接種、職域接種につきましては、引き続き実施されることとなっております。

次に、7の12月補正予算（案）についてでございますが、12月議会において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算案を提出させていただいております。補正の内容につきましては、令和4年3月までに実施する追加接種に係る接種実施体制確保及び接種費用に要する費用等を歳入歳出それぞれ8,557万2,000円を追加するものでございます。歳入補正予算案における国庫負担金及び補助金については、今後、国から10分の10の交付がなされると見込んでおります。

最後に、8の追加接種想定スケジュールでございますが、先ほど追加接種の概要を御説明いたしましたとおり、2回目接種を行った日から8か月後の同日から接種が可能となり、順次、追加接種の対象者となってまいりますので、1・2回目接種における優先接種者である医療従事者等から12月上旬に接種券を発送し、中旬には予約を開始、下旬から接種を開始する予定としております。

なお、勤務先の医療機関等で接種ができない方につきましては、町内の医療機関で調整及び予約をしていただき、接種をしていただく予定としております。

次に、高齢者施設入所者等を対象に、施設との調整後、1月中旬頃から接種を開始し、住民接種につきましては、5月末に2回目の接種を完了された高齢者を対象に1月上旬

に接種券を発送し、中旬から下旬にかけて予約受付を行い、2月上旬から接種を開始する予定としており、8か月が経過する方へ順次接種券を発送いたします。接種券がお手元に届く時期は、3回目接種時期の前月を目安としており、接種券が届きましたら予約及び接種をしていただくこととなります。追加接種に関する情報は、12月号の町広報、ホームページ及び町の公式LINEで広く町民に周知することとしております。

新型コロナウイルスの感染が再拡大し、感染の第6波が予想されておりますので、追加接種をすることで死亡者や重症者の発生及び新規感染者をできる限り減らし、感染症の蔓延防止対策として円滑に追加接種を実施できるよう準備を進めてまいります。

説明は以上でございます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、この新型コロナワクチン接種状況については、その概要を承知しました。本件については、引き続き円滑なワクチン接種の実施に努めていただくことを要望するとともに、12月定例会において関係する補正予算案が提出されますので、改めて審議することとして、次に移りたいと思います。

続いて、協議案件、指定管理者の指定及び更新について、執行部から説明を受けたいと思います。時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 熊野町公共施設指定管理者の指定及び更新につきまして、お手元の資料3により御説明させていただきます。

この度、くまの・みらい保育園、熊野町中央地域健康センター、熊野町西部地域健康センター、熊野町環境センターが、それぞれ令和4年3月末をもって指定管理期間が満了することになります。このたびの指定期間についてですが、くまの・みらい保育園と熊野町中央地域健康センターの2施設は、熊野町指定管理者制度導入基本方針に基づき、継続して同じ団体を指定する場合の「5年間」を適用し、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とさせていただきたいと考えております。熊野町西部地域健康センターと熊野町環境センターの2施設につきましては、同方針に基づきまして、初めて指定管理者を指定する場合の「3年間」を適用し、令和4年4月1日から令和7年

3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えております。

熊野町西部地域健康センター及び熊野町環境センターの指定につきましては、現在、熊野人材センターが行っている業務等については、令和4年度以降、一般社団法人熊野町シルバー人材センターへ引き継がれるため、現在の指定管理期間を令和3年度の1年間として調整していたところであり、新たな指定管理者として一般社団法人熊野町シルバー人材センターを指定するということを考えております。

それではまず、くまの・みらい保育園の(1)施設の概要でございます。くまの・みらい保育園につきましては、約7,250平方メートルの敷地と鉄筋コンクリート造2階建ての約2,000平方メートルの建物において保育所運営を行うとともに、地域の子育て支援センターとして、施設や園庭の開放、保育士による絵本の読み聞かせ事業等を実施しているところでございます。

次に、指定管理者の候補者でございますが、社会福祉法人微妙福祉会を引き続き指定させていただきたいと考えております。同法人は、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以後50年近く保育所の運営に携わっておられ、「法人活動」の欄に掲げておりますとおり、現在は広島市と坂町及び本町において7つの保育所を運営されております。保育の継続性、待機児童「0」に向けた体制整備等の活動実績を評価し、令和4年度以降の5年間についても引き続き、指定管理制度による施設の管理運営を委託するものでございます。

次に、この微妙福祉会を候補者とした理由を列記しております。概略ではございますが、この法人は、公共の施設を管理することのほか、先ほど申しましたように、保育所運営経験が豊富であり十分なノウハウを有しているということから、法人そのものに指定管理者としての高い適格性があると考えています。また、利用定員180人を上回る児童を受け入れるため保育士の確保に努力され、本町における待機児童を極力出さない体制の整備を図るなど、その達成に大きく貢献していただいております。さらに、関係法令や町条例等を遵守し、適切かつ効果・効率的な管理運営に努めておられますので、今後も一層の保育環境の向上が図られるものと期待をしているところです。

4、指定期間につきましては、先ほど申しましたとおり5年間と考えております。

次に、5、管理の基準や業務内容でございます。

まず、管理の基準でございますが、熊野町立保育所条例及び関係例規を遵守して行うこととしております。業務の範囲といたしましては、保育所の運営、施設・設備の維持

管理、利用料金の収受が主なものであり、具体的には協定書により明示することとなります。

次のページをお願いいたします。6につきましては、現指定期間の平成29年度から令和3年度までの主な取組について記載しております。

(1)の表にありますように、特別保育事業として、保護者からの様々な保育ニーズに応じて、延長保育、病後児保育、一時保育、障害児保育を実施しております。また、子育て支援センター事業は、保育士や看護師が子育て全般に関する相談に応じることで、保護者の養育力の向上、育児不安の解消に努めており、保護者同士の情報交換・交流の場ともなっております。未就園の子供にとっては、保育士との触れ合いや子供同士の遊びを通じて、就園に向けて生活リズムが整うなどの好影響があるため、この事業に力を入れております。

(2)のその他の実績としては、協定書に定める以外に微妙福祉会が独自に取り組まれたものでございます。遊具の設置や屋外環境の充実に力を入れられ、子供たちのたくましい成長が期待できるものとなっていると考えています。また、食育については、今年度、園庭内のビオトープで稲づくりを行い、稲刈り等の体験を通して、食べ物や作り手への感謝の気持ちが持てるよう積極的に活動されております。

最後に、7、指定管理委託料でございますが、国が示す委託基準、いわゆる保育所の公定価格に基づき、入所児童数に応じて算定する額を毎月支払い、必要な調整を行って年度末に精算することといたしております。なお、施設の減価償却費相当額及び職員の駐車場使用料を定め、委託料から差し引くこととしております。

続きまして、2の熊野町中央地域健康センターでございます。

施設の概要でございますが、町民の主体的参画による地域保健福祉活動や健康・生きがいがづくりの活動の拠点施設として、熊野町民会館隣に平成13年に開設いたしました。当施設は、延床面積約630平方メートルの平家建てで、センター内には、医療・福祉に関する機能を併せ持つ施設として、社会福祉協議会の事務局・ヘルパーステーション及び安芸地区医師会訪問看護ステーションを設置しております。また、社会福祉協議会が管理運営をするボランティアセンターもこのセンター内に設置されています。

続いて、資料右側、2、指定管理者の候補でございますが、社会福祉法人熊野町社会福祉協議会を引き続き指定させていただきたいと考えております。社会福祉法人熊野町社会福祉協議会は、定款の目的にもございまして、熊野町における社会福祉事業、

その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために設立された法人でございます。

次に、指定管理候補者の選定理由でございます。選定理由につきましては、この法人は平成31年度から熊野町中央地域健康センターの指定管理者として、この間、事故もなく真摯に業務が遂行されており、安心して委任することができると考えております。また、この法人は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉協議会であり、社会福祉の推進に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とした団体であることから、当該施設の指定管理者としての適格性を十分に有していると判断されます。

4の指定期間は5年間でございます。

次に、管理の基準や業務内容でございます。管理の基準としては、熊野町地域健康センターの設置及び管理等に関する条例及び関係規則を遵守して行うということでございます。また、代行させる業務ですが、施設・設備の維持管理、施設の使用許可、使用料の徴収などの業務が主なものとなります。

次のページをお願いいたします。6の指定管理料でございますが、令和3年度の指定管理料を基準といたしまして、必要な調整を行って年度ごとの管理料を設定し、施設使用料は基準額を定めて指定管理費と相殺いたします。

続きまして、3の熊野町西部地域健康センターについてでございます。西部地域健康センターは、議会から御承認をいただき、平成21年度から指定管理者制度を活用させていただいておりますが、引き続き指定管理者に管理を代行させたいと考えるものでございます。

西部地域健康センターにつきましては、約2,800平方メートルの敷地と、鉄筋コンクリート造2階建ての約610平方メートルの建物において、多世代交流、高齢者の生きがいと健康づくり活動、あるいは子育て支援活動といった目的で、広く地域住民の利用に供しているところでございます。

次に、2の指定管理者の候補者でございますが、一般社団法人熊野町シルバー人材センターを新たに指定させていただきたいと考えております。一般社団法人熊野町シルバー人材センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業、その他の多様な社会参加活動を援助し、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会

づくりに寄与することを目的とし、令和2年12月に設立された一般社団法人でございます。

次に、3、熊野町シルバー人材センターを候補者とした選定理由でございますが、この法人は、定款における目的のとおり、高齢者への就業機会等の提供及びそれらを通じた活力ある地域社会づくりを目的として設立された団体であることから、当該施設の指定管理者としての適格性を十分に有していると判断しております。また、平成21年度から13年間にわたり当センターの指定管理者となり適切な運営管理を行ってきた熊野人材センターの人材及び管理運営ノウハウを継承した団体であり、効果的・効率的な施設の管理運営が期待できるところでございます。

指定管理期間は、先ほど申しましたとおり、基本方針に基づきまして、初めて指定管理者を指定する場合の3年としております。

次に、管理の基準や業務内容でございます。管理の基準といたしましては、熊野町地域健康センターの設置及び管理等に関する条例及び関係規則を遵守して行うということでございます。また、代行させる業務ですが、施設・設備の維持管理、施設の使用許可、使用料の徴収、県営住宅2号館、福祉連携住宅ですが、こちらの緊急通報システムの開館時の対応などの業務が主なものでございます。

最後に、6、指定管理料でございますが、令和3年度の指定管理料を基準として年度ごとの管理料を設定し、施設使用料は、基準額を定めて指定管理費と相殺することとしております。

次の熊野町環境センターにつきましては、住民生活部長から御説明いたします。

~~~~~〇~~~~~

〇住民生活部長（貞永） 続いて、太文字の4、熊野町環境センターについて説明をさせていただきます。

まず、1、施設の設置目的・概要ですが、環境センターは、廃棄物を衛生的に処理して、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため設置し、循環型社会を構築するため平成18年にストックヤードとして整備したものでございます。

次のページをお願いいたします。施設の概要としましては、表のとおり約6,000平米の敷地内に事務所1棟、ストックヤード2棟、倉庫1棟を有し、町内から排出される一般廃棄物の分別、資源化等を行っているもので、平成20年度から指定管理者制度を活用させていただいており、引き続き指定管理制度による施設の管理を委託させたい

と考えるものでございます。

次に、2の指定管理者の候補者ですが、一般社団法人熊野町シルバー人材センターを指定させていただきたいと考えております。熊野町シルバー人材センターの概要につきましては、先ほどの健康福祉部長の説明のとおりでございます。

次に、3の指定期間ですが、熊野町指定管理者制度導入基本方針に基づき、初めて指定管理者として指定する場合の「3年間」ということで、令和4年4月1日から令和7年3月31日を予定しております。

次に、4の指定管理者（候補者）の選定理由ですが、（1）として、熊野町シルバー人材センターは、平成20年度から14年間、環境センターの指定管理者として施設を管理していた熊野人材センターから1年間の移行期間の中で指定管理業務を継承中であり、環境センターの管理運営のノウハウを持っていること、（2）として、熊野人材センターから引き続いて、住民の利便性の向上を図る取組として、毎月第2土曜日と第4日曜日に施設を開くなどされており、効果的かつ効率的に運営、民間の施設管理能力の活用、住民サービスの向上及び経費の節減等が期待できること、（3）として、提出された熊野町環境事務所指定管理事業計画書においても、引き続き住民の利便性の向上を図る取組を行うこととしていること、（4）として、当該法人が公共施設の管理運営等に係る受託業務のほか、社会福祉の推進に係る事業を行い、地域社会の貢献に寄与することを目的として設立されており、高齢者等の就業機会の拡充に貢献していることから、町環境行政の推進が期待できると判断し、熊野町シルバー人材センターを候補者として選定いたしました。

次に、5の指定管理者が行う管理の基準等ですが、（1）の管理の基準としては、熊野町環境センター設置及び管理条例及び関係規則に従って管理を実施することになります。

（2）の業務の範囲ですが、施設及び附属設備の維持管理、施設に搬入された廃棄物の処理、廃棄物処理手数料の徴収などの業務が主なものであり、具体的には協定書により明示いたします。

次に、6の指定管理料ですが、令和4年度以降につきましては、令和3年度の指定管理料を基準として定めることとなりますが、今後、消費税の変動に伴うものや修繕費を除いては、年度によって指定管理料が大きく増減することはないものと考えております。また、環境センターに搬入される事業系廃棄物に係る廃棄物処分手数料については、指

定管理料と相殺せず、町の収入といたします。

次に、太文字の5、施設名称の変更についてですが、表の3施設については9月議会で議決をいただいたとおり、来年4月に右側の欄の名称に変更されます。12月議会の指定管理の指定及び更新の議案につきましては、新しい名称で提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、太文字の6の今後のスケジュールにつきましては、12月定例会において指定管理の議案を提出し、令和4年3月定例会において債務負担行為や指定管理料に関する議案を提出する予定としておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。御承認をいただければ、令和4年4月1日に指定管理者に指定し、基本協定、年度協定の締結を実施する予定でございます。

最後に、各施設の過去5年間の指定管理料を載せておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

熊野町公共施設の指定管理者の指定及び更新についての説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑があればよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 一番目の社会福祉法人微妙福祉会に関してでございますが、保育士の方の大体平均年収、理事長さんの年収、熊野町にあります保育所、何件かありますが、そちらの保育士の方の年収と比較してどうかという資料はございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 各法人の職員さんの年収等のそういった資料については、町のほうでは所持しておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~


○12番（荒瀧） 今、エッセンシャルワーカーですね、政府もここを何とかしなくちゃいけないということで、低いと、保育士は。このあたり、理事長とのバランスの問題が今から問われてくると思うんですが、個人情報というよりも、これは公の事業を発注するわけですので、できるだけ情報が収集できれば提示いただきたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 各保育所に払っております保育委託料、これにつきましては国が定めた基準、公定価格に基づいて各保育所の入所児童に応じて支払っております。町のほうから払う委託料の中で各法人のほうで運営されておりますので、その中で、あと各保育所内での職員さんへの給与等で、各法人でやられております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 国のほうからまたやられると思いますが、ここらが今ターゲット、問題になってるんですね。しっかりした中間所得層で働きたい職場になるべき要素が今問われているわけですので、そのあたり、なかなか個人情報、企業の秘密の問題。ただ、ここはディスクローズする時期に入ってると思います。病院経営もそうですね。そういう視点でも見ていきたいと思えます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） すみません。指定管理という制度は実は私も全部よう理解してないんですけども、先ほどの説明の中で、指定管理者として選定したという言い方をされておられますよね。ということは、ほかにも候補があつてここに選定されたのか、そのところをちょっと確認したいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 今回の場合は更新ということで、引き続きが2か所。もう2か所については、これまでの実績をもとに、人材センターさんがされていた業務を引き継がれたような形になっておりますシルバー人材センターのほうでお願いするということで、ほかの候補というのは今回は特に考えておりませんでした。

ただ、今後の運営を考えた上で、更新でいえば今の業者、今の法人、それから新たなものでいっても前の法人を引き継がれた形での法人ということで、適正が認められるとこの判断でやっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 私は以前、補助金のことでも申し上げたことがあると思いますが、やはりマンネリ化であるとか、こういったことをやはり防止するという意味からも、住民へのサービスやら、あるいは経済的な面も含めていって、やはりそこら辺の、例えば町内保育関係に関していえば、町内にも業者の方がおられますし、そういったことも踏まえて総合的に進めてもらいたいというように思っております。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ほかにございませんか。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 指定期間についてです。みらい保育園と中央地域健康センター、継続なので5年ということです。これに対して、西部地域健康センター、環境センターは新規の指定管理扱いで3年というふうに説明がされましたけども、理由にも書かれてあるように、実質同じ熊野人材センターを引き継いでのシルバー人材センターということで、実績もあるという理由が書かれてあります。これ、5年でもいいんじゃないかというふうな気がするんですけども、そのあたり、ちょっと再度確認いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 先ほど私からも申し上げたとおりのことでございますと、確かに

継承ということがありますのでそういう考え方もあるんですけど、やはりルールとして、やっぱり初めての場合は3年というのがありますので、これは覆すわけにはいかないだろうということで、私どもも3年を選択しております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、質問がないようですので、このあたりでまとめさせていただきます。指定管理者の指定及び更新については、ただいまの説明を了とし、12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、協議案件、熊野町下水道事業の設置等に関する条例案について、執行部から説明を受けたいと思います。堂森建設農林部長。

~~~~~〇~~~~~

○建設農林部長（堂森） それでは、熊野町下水道事業の設置等に関する条例案について、お手元の資料、A3判1枚ものの資料4に基づいて御説明させていただきます。

まず、項目番号1、地方公営企業法適用の経緯についてでございます。地方公営企業の法適用につきましては、平成31年1月に、総務省より、事業経営の健全性を確保し、経営基盤の強化を図ることを目的に新たなロードマップが示され、令和5年度までに人口3万人未満の地方自治体においても公営企業会計への移行が求められました。本町におきましても法適用移行の準備を進め、令和5年度を待たず、当初の予定どおり令和4年4月に法適用を行うことといたしました。

次に、項目番号2、地方公営企業法の適用方針についてでございます。

①の適用の目的でございますが、下水道整備は、これまでの普及拡大から老朽化に伴う改築更新に移行する中で、重要なライフラインの一つである下水道を持続的に提供していく必要がございます。法適用を行うことで、資産及びコストを含む全体の経営状況を把握するとともに、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強

化と財政マネジメントの向上に取り組むことが可能となります。

次に、②の適用の範囲でございますが、地方公営企業法の財務規定等を適用する一部適用で移行を行います。一部適用を選択した理由といたしましては、現行の組織体制を生かした最小の変更で移行が可能であること。また、経営の健全化や計画性、透明性の向上につきましても一部適用で可能であること等を総合的に判断し、一部適用といたしました。

最後に、③の適用の時期でございますが、先ほど申し上げました令和4年4月を予定しております。

次に、項目番号3、地方公営企業法適用による効果について、5点列挙いたしております。

まず、(1) 経営状況の明確化でございますが、水道事業と同様に、損益計算書・貸借対照表など財務諸表を作成することにより、収益性・安定性・将来性の指標分析や経営状況分析が可能となります。この分析により、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定に必要な基礎的情報を得ることが可能となります。

次に、(2) 適切な下水道使用料の算定でございますが、期間損益計算による原価が明確化することで、施設の更新財源も含め、収益のあるべき水準を踏まえた適正で説得力のある料金の算定に役立てることが可能となります。

次に、(3) 施設の適正な財産管理による情報公開と透明性の向上でございますが、固定資産を整理することにより、資産価値、資産の運用方針を明確にし、公共下水道事業の経営状況の正確で明確な把握及び情報公開と透明性の向上を図ることが可能となります。

次に、(4) 職員の経営意識の向上でございますが、収入・支出を含む全ての財産の増減の変化を発生時点で記帳する発生主義の企業会計による財務処理の知識やノウハウを学ぶことに加え、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識することにより、経営意識を持った人材の育成が期待できます。

最後に、(5) 消費税の節税効果でございますが、地方公営企業法の適用により減価償却の仕組みが導入されることから、消費税計算の特例を受けることが可能となり、今まで課税対象であった一般会計繰入金を減価償却費へ充当することで不課税収入となり、節税効果が期待できます。

最後に、項目番号4、今後の主なスケジュールについてでございます。本年の12月

定例会に下水道事業の設置等に関する条例を提出いたします。また、本条例の附則では熊野町特別会計条例の一部改正を行うこととしております。また、来年3月までに、公営企業会計に対応した下水道事業会計規則の策定や事務組織規則の一部改正を行います。新年度の予算につきましては、一般会計予算等と同様に3月定例会に提出をいたします。そして、令和4年4月から地方公営企業法の適用開始となる予定となっております。

熊野町下水道事業の設置等に関する条例案につきましての説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（中島） この条例案とは少しかけ離れると思いますけれど、既に御認識されていると思いますが、広島県において海田町方面から呉に向けて水道のトンネルを今現在やっておられます。場所的にはあゆみがある真下のほうの矢野側といいますか、その辺まで来てるんだろと思うんですけど、11月の上旬ぐらいから平谷地域内の9軒の住民の方に水道が、水が使えなくなったという事象が発生をしております。

この間ではいろいろ県をはじめ、町の協力を得ながら、暫定的に上水のパイプを利用していただいて、生活ができるような状態になっておりますし、さらに農業用の水として利用されている井戸が中心になりますけど、そういったところにも影響が出ているということになっております。

今後、さらに広がっていくのではないかという危惧はしとるんですけど、幾ら県の事業とはいえ、町のほうにおいてもいろんな側面からバックアップしていただきたいというふうに思いますが、現在で町の中でどの程度把握されて、どのように連携をしていくか、お分かりになりましたら教えてもらいたいと思っております。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） ちょっと趣旨は違いますが、答弁できますか。

多久見上下水道課長。

~~~~~〇~~~~~

○上下水道課長（多久見） 今、県のほうで二期トンネルの、水道トンネルのほうを工事をしております。それに伴いまして井戸枯れが数件発生しており、状況を確認はしております。今現在のところ、全て県のほうで対応をいただいているところでござい

すが、町においてもできるだけ協力のほうはさせていただくというふうには回答のほうはさせていただいているところがございます。

今、仮設的に田んぼの民地のほうをお借りして、県のほうが仮設の水道をはわせている状況で、うちのほうも水道管を、洗管という作業にはなるんですが、協力のほうはさせていただいているところがございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 3番目の（5）でございます。消費税、減価償却で消費税云々、節税できると。こういう表現が正しいのかどうかよう分かりませんが、企業になるんですから減価償却が入るんだと思うんですけど、どのくらい消費税が節税される予定でございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 多久見課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（多久見） 消費税の節税効果につきまして、現段階において効果はまだ算出はできておりません。ただ、数百万単位の節税が期待できるのではないかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、ないようですのでこのあたりでまとめさせていただきます。

熊野町下水道事業の設置等に関する条例案については、ただいまの説明を了とし、当初の予定どおり令和4年度から法適用を行い、事業経営の健全性の確保及び経営基盤の強

化をし、適正かつ効率的な事業運営に努めることを要望し、また12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

以上で執行部からの報告を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございます。

暫時休憩します。

(休憩 10時50分)

(再開 11時05分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) それでは、皆さん、すみません。休憩前に引き続きまして、会議を再開します。会議を再開します。皆さん、御静粛に。

これより協議案件、タブレットについて協議をします。

前回の全協における協議では、タブレットを導入するという事で皆さんの意見は合致したと考えておりますが、ただ、導入においては国の予算が絡むことから、費用対効果をきちんと整理し、議員間で情報を共有しておく必要があるのではないかということがありましたので、今回、特にペーパーレスにより削減できるコストやタブレット導入の効果などについて整理させました。

まず、事務局に資料を用意させましたので、その説明を受けようと思います。西村事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長(西村) それでは、私のほうから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

ただいま議長さんのほうからございましたけども、本日は、主に前回御指示いただきましたペーパーレスによるコスト削減額を御覧いただいて、それから前回お示しした導入の効果などとともに御協議いただけたらと思っております。

それでは、資料の1枚目、タブレット導入による費用対効果等についてでございます。

1、ペーパーレスによるコスト削減額でございますが、ここではタブレットを導入しペーパーレスとすることによって削減できる効果がどれくらいになるのか、議会側と執

行部側で試算をしてみました。特に、議会側では大きく2つの項目、印刷製本にかかるコストと資料配付にかかるコスト、この2つの項目のコストが削減できるのではなかろうかということで試算をしております。

2項目めは、タブレットを導入したことによる効果を挙げております。これにつきましては、基本的に前回お示ししたものを再掲しております。

最後、3項目めは交付金の活用についてを挙げております。

それでは、まず先にコスト削減の試算を御覧いただきたいと思いますが、この試算につきましては、いろいろな場面におきましておおむねこうであろうと、推測により数値を設定した部分もございますので、必ずしも正確な数値ではないということをお許しいただきたいと思います。また、1項目めの最後のところあります米印のところがございますように、議案や各種資料を作成するプロセスといたしまして、パソコンで入力して、できたデジタルデータを保存するというような作業につきましては、紙媒体の場合でもタブレットの場合でも同じ作業となりますことから、この試算には含めておりませんので、御承知おきいただけたらと思います。

それでは、別にとじました右肩に別添資料としております4枚ものの資料をお願いしたいと思います。この資料は、次のページ以降で計算をいたしましたペーパーレスによるコスト削減額をまとめたものとしております。

それでは、1枚めくっていただいて、A3横長の資料をお願いしたいと思います。

ここでは、項目の1番目、議会における削減額のうち印刷製本にかかるコストを試算しようとしておりまして、議会の活動において、審議あるいは協議いただくために作成された議案や関連資料などの印刷物をもとに算出を試みようとしております。ただ、印刷物につきましては、毎年用意される議案、それから資料は内容が変わりまして、数量も一定ではございませんので、ここでは、令和2年度に作成されたものということで数量を当たらせていただいております。

まず、このページでは、議案・資料等の印刷にかかる直接的な経費といたしまして、紙代、それから印刷代を算出しております。①議会定例会とございますが、議会で開かれる会議を大きく6つに分けまして、次の表では②として臨時会、③では全員協議会、裏のページにまいりまして、常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会と、それぞれ令和2年度で開催された会議ごとに用紙の枚数、あるいは印刷ページを数えまして、それをもととして以降の金額を算出いたしました。



表のページですけれども、表のページの表の右上となりますけれども、条件としてということですが、試算する上で、会議ごとの印刷物が今回はコピー機を使い、また別の会では印刷機を使ったなど、若干ばらつきのあるところや不明瞭な点を統一的に整理させていただいたり、例えばコピー機によって異なる単価であるなども統一的な係数とするなど、次のように挙げさせていただいております。

大量に印刷をする本会議や執行部の参加する全協などの一部の会議資料、議案等は、印刷の1枚当たりの単価を考慮して印刷機、その他はコピー機を使用している印刷としております。紙の単価ですが、現在購入している用紙につきまして、A4判につきましては30箱で4万8,660円でございます。これを1枚当たりとしますと0.6488円。A3は0.77円となっておりますので、この単価によっております。印刷単価は、リース会社との契約により定められている1枚当たりの単価によりまして、コピー機白黒は0.72円、カラーは7.5円。印刷機白黒は0.53円、カラーは1.56円。A3用紙はいずれも2倍の単価としております。

なお、表内においては端数調整のため円単位未満を切り上げております。

それでは、表の左上に戻っていきまして、①議会定例会でございます。6月定例会では、議案とその関係資料がございました。印刷していた用紙の枚数は、議案でA4判の用紙が43枚、資料で30枚となっております。A3判はございませんでした。その右側、印刷ページ数ですけれども、A4判の白黒印刷としまして、この場合、裏面の印刷もございまして、議案で55ページ、資料で59ページでございました。会議ごとに作成された部数は、議会分、執行部を合わせまして55部作成されております。

これらを基礎数値といたしまして、矢印の右側の表で用紙の使用枚数を計算しております。6月定例会では、A4判の用紙を議案で2,365枚、資料で1,650枚使用しております。このまま下に目を向けていただきますと、9月定例会でございますが、議案でA4判の用紙を5,665枚、資料でA4判とA3判の合計といたしまして1,045枚の用紙を使用しております。12月定例会、3月定例会も同様に算出いたしました。

ここで次の行ですけれども、通知等各回共通文書分を入れております。これは、表の右側の空欄スペースに「共通項目」として書き入れておりますが、招集通知、あるいは議事日程など、いずれの定例会でも共通して作成する文書がございまして、それらをまとめてここへ計上させていただきました。こうしたものを積み上げまして、網かけをしております定例会小計ですけれども、A4判とA3判の合計として2万8,415枚、裏のペ

ージにある2万8,415枚の用紙を使用し、その用紙代はそれぞれの単価を乗じまして1万8,543円となっております。

続くその右側の表では、印刷ページ数を計算しております。表の一番上の行、6月定例会でございますが、印刷ページ数に作成部数を乗じまして、議案がA4判の白黒で3,025ページ、資料が同じく白黒で3,245ページの印刷をしております。9月、12月、3月の定例会も同様に算出いたしまして、印刷ページ数は、表の右下になりますけれども、合計で5万3,220ページ、その費用は3万4,529円となります。

2番目の表、②議会臨時会におきましても同様に算出いたしました。合計欄を御覧いただきたいと思いますが、5回開催された臨時会の合計といたしまして、用紙の使用枚数は4,390枚、用紙代が2,849円、印刷ページ数は7,690ページ、4,137円でございます。

以降、③全員協議会から裏のページに移りまして、議会広報特別委員会まで同様に算出いたしまして、これらを全部を合計した結果、このページの一番下のところがございますように、用紙の使用枚数が5万1,810枚、その用紙代が3万4,048円、印刷につきましては9万4,402ページ印刷で、その費用は12万102円となっております。

なお、合計欄の右、枠で囲った部分でございますけれども、印刷発注したものといたしまして、予算書、それから決算書がございます。その合計49万5,770円でございますが、これもコスト削減の対象になるものとして計上いたしております。

続いて、一枚めくっていただきまして、2枚目の紙になりますけれども、(2)議案・資料等の印刷及び製本にかかる人件費でございます。ここでは、議案や各種の資料等を、それぞれ担当者が役場庁舎内で印刷をし、そして製本するまでの時間を割り出し、時間単価を乗じて算出する方法をとらせていただきました。先ほど同様、ばらつきなどの整理、それから統一的な係数の使用などのことから条件を設定しておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず、大量印刷する本会議及び一部会議の議案・資料は印刷機。その他はコピー機を使用しての印刷を前提としております。

次は、カタログに示されております印刷する際のスピードといたしまして、コピー機ですけれども、A4判の白黒は1分間で65枚の印刷ができ、カラーは1分間で60枚として試算をしております。また、A3判の用紙の場合は、A4判の2分の1の印刷速度、

時間にしますと2倍かかるものとして試算をしております。印刷機につきまして、A4判は、白黒もカラーも1分間で120枚の印刷ができ、A3判の用紙の場合はコピー機同様、A4の2分の1の印刷速度としております。

ここで、コピー機、印刷機ともになりますけども、単純にカタログによる印刷にかかる時間のみで試算をしております。本来、このカタログのスピードは、印刷を最も早く行っている状態のスピードということになりますけども、それ以外の情報がございませんので、カタログによるもので試算をしたということでございます。

また、コピーしたい原本をコピー機にセッティングしたり、あるいはプリントアウトするようデータを投入してから最初に印刷物が排出されるまでの時間、いわゆるファーストプリントまで少々普通は時間がかかりますけども、これも見込んでおりません。本来、もう少し時間を要するものと考えております。

続いて、印刷そのものではありませんが、印刷に当たってもろもろの時間を一律に想定をさせていただきました。内容といたしましては、各部署から1階の印刷機までの往復の移動、それから原稿のセッティング、用紙補給、紙詰まり等のトラブル対応、印刷室の清掃など、時間が必要な時があれば不必要なときもありますが、これらの時間を一律で10分とさせていただきました。コピー機の場合は2階に設置しておりますカラーコピー機を想定いたしまして、やはり往復の移動等につきましては、同様に5分で見込ませていただきました。

製本は、定例会や執行部の参加される全員協議会は資料が多くなりますので、仕上がった印刷物を集めてそろえまして、ホチキスをして、穴あけ、ひもとじ、一部インデックス添付等を施したりします。最後に落丁の有無を確認することがありますので、そういったものを入れて各3分。その他を多少の平均といたしまして1分ということで試算をしております。また、同じく整数での表示を行うべく、1分未満の端数は切り上げをさせていただいております。

それでは、表のほうを御覧いただきまして、①の議会定例会でございます。

表の左側には、先ほど求めましたそれぞれの会議ごとの印刷ページ数を挙げており、これを基礎数値といたしまして、矢印の右側の表、印刷に要する時間を求めております。6月定例会では、議案でA4判の用紙3,025枚を印刷機で白黒により印刷いたしますと26分。また、次の資料は、A4判3,245枚で28分かかるという計算になります。9月、12月、3月も同様に計算をいたしまして、網かけのところになりますけ

ども、定例会の合計は467分ということになります。

このまま下の表を御覧いただきますと、②の臨時会では合計で71分、その下の全員協議会では323分。次のページに移りまして、常任委員会では91分、議会運営委員会で14分、広報特別委員会で32分というようになっております。その下、印刷に要する時間の合計といたしましては、998分というような結果となっております。

その右、移動・セッティング等でございますが、条件のところでは申し上げた内容といたしまして、印刷そのものではないですけれども、印刷する際にかかるもろもろの時間を一律に想定させていただいたものでございまして、その合計といたしまして800分。

その右側、製本に要する時間といたしまして、同じく条件のところでは設定をさせていただいた、印刷物を集めてそろえるところから落丁の有無の確認までの時間を一律に想定をさせていただいたものでございますが、この合計といたしまして3,406分という結果となっております。こうした計算の結果を合計いたしますと、一番下の行にございます印刷製本に要する時間は5,204分ということになります。

次に、その左側を御覧いただきたいと思いますが、職員1人当たりの人件費を求めるものでございます。令和3年度の予算書に記載しております人件費の額でございますけれども、一般会計の職員145人の人件費の総額は9億8,000万円余りとなっております。この額をもとに計算をいたしますと、職員1人当たりの1分間の時間単価平均は56円ということになりました。この職員の時間単価に、先ほどの印刷製本に要する時間ですね、5,204分を乗じまして、印刷製本にかかる人件費、これは29万1,424円というふうな結果を出しております。

それでは、次のページをお願いします。

このページでは、資料をお届けするに当たりかかるコストを計算してしております。上の表は、直接的な経費といたしまして公用車のガソリン代。そして、下の表は人件費を計算いたしております。条件といたしまして、公用車の燃費、これ1リットル当たり15キロ、ガソリンの単価を1リットル当たり150円。また、役場から町内を回って帰ってくる走行距離は約28キロ、1回当たりの所要時間はおおむね2時間弱ということで、1時間45分として設定をいたしました。

御覧いただいておりますように、定例会、臨時会につきましては、開催通知、それから議案等をお届けに伺い、全協につきましては、資料を執行部の参加のあるときだけお届けに伺ったとして、ガソリン代も人件費も同じように計算をしております。これによ

りまして、公用車のガソリン代は9,800円。人件費につきましては、先ほどの職員の単価56円に算出いたしました所要時間3,675分を乗じまして20万5,800円となりました。

それでは、この資料の一番最初のページにお戻りいただきたいと思います。ざっと説明させていただきました試算の結果をまとめたものとなっております。議会における削減額につきましては、御覧いただいてきた印刷製本にかかるコスト及び資料配付にかかるコストの合計で、網かけ合計欄にございますように115万6,944円。次の執行部における削減額につきましては、庁内会議等における資料等の印刷にかかる直接的な経費として、御覧の内容で計算の結果、65万7,729円というふうになっております。おおむねこの程度のコストの単価が期待できるのではなかろうかというふうな試算となっております。

それでは、いま一度このA4判の1枚ものの資料のほうにお戻りいただきたいと思います。1枚目のほうでございます。

資料中ほどの大きなⅡ、タブレット導入の効果でございますが、タブレットの導入は、議案や資料などの代わりとするだけでなく、活用により期待される効果もあろうかと思っておりますので、これは、前回お示しした内容に若干加筆をいたしましたものですが、改めてⅠで算出しましたコストの削減による効果と併せまして、議会活動、あるいは議員活動において期待できる効果としてここへ挙げてみております

1は環境負荷の軽減でございます。先ほどの試算で得られました5万枚余りのごみの減量となり、その分、CO<sub>2</sub>の排出抑制につながると考えております。また、効果は限定的ではございますが、森林等の陸上生態系の保護という観点でも寄与することになるのではなかろうかと思っております。町では、第6次総合計画でSDGsを挙げておりますけれども、持続可能な社会づくりに向けて町議会でも率先して取り組んでいると思っております。

2は効果的、効率的な議会運営、議会・議員活動でございます。タブレット端末による個々の議員さんのスケジュール管理により、常任委員会の開催日程も容易に調整できたりするなど、事務コストの低減、あるいはデータ利用による効率化のほか、住民への説明においても、端末で撮った写真ですとか、公表されている各種のデータを用いて説明したりすることができるようになりますし、また、情報技術を活用した議員活動の高度化ということで、議員さん御本人においてもインターネット検索により調べ物ができ

るなど、いろいろな場面で議員皆さんの活動における効果は向上するものと考えます。

続いて、3では議会内の情報伝達・管理の向上を挙げております。議案や資料などのほか、議員皆さんにお伝えしなければならない情報が一斉送信で同時に伝達できますので、迅速に対応できるほか、お送りした情報は保存蓄積できますので、後の情報の管理にも役立つのではなかろうかと思えます。また、災害発生時におきましても、既に取り決めていただいております要領によりまして、議員皆さんの安否確認から情報伝達にも利用できそうですし、議会内の情報管理は向上するものと思われまます。

今、ここでお示しした期待できる効果、これはほんの一部だと思えますが、検討いただいておりますタブレット端末は、リモート会議など新たな会議の在り方を含め、現在、国、県及び町でも推進しております自治体IT化、DX化などにも貢献し、議会運営や議員皆さんの活動において新たな付加価値となるもの、言わば新たな広がりを見せるものになるのではなかろうかというふうに思えます。

ここで、ごめんなさい、いま一度ホチキス止めをしております別添資料の1枚目を御覧いただきたいと思えます。このページの一番下の段、下段のところですが、参考といたしまして、前回お示しいたしました費用を挙げております。

表の右端のランニングコストといたしまして、5年間にかかるコストを挙げております。議員さんのタブレット18台で800万円。これは、タブレットを御自宅でも使えるようにする通信費、あるいは保守などにかかる費用の合計でございます。この800万円と、次のシステムにかかる費用500万円を加えまして、ランニングコストが5年間で1,300万円。1年あたりは260万円という試算をしております。

ただ、通信費などにつきましては現在高めの設定をしておりますので、今後、御協議いただきますタブレットの使い方の検討や通信会社との契約によりこれは安くなることもございますので、ランニングコスト全体ではまだまだ下がるのではなかろうかというふうな考えはございます。

そうした中で、費用対効果といたしましては、例えばタブレット端末を議会活動で50%の割合で活用し、残りの50%を個々の議員さんの活動、その他で活用されるというふうに想定いたしますと、大きなIで試算をいたしましたペーパーレスによる削減額の議会部分、これはまさに議会活動の部分でございますので、削減額115万円余りは1年当たりのランニングコスト260万円のほぼ半分程度の効果はあるのではなかろうかと思えます。残りの50%でございますが、これはIIのタブレット導入の効果、すな

わち議員さんの活動で生み出される効果ということになるかと思いますが、ただ、タブレット端末を導入したら直ちにその期待できる効果を発揮できると申し上げることもできませんし、その期待できる効果を価格として評価することが困難でございますので、本質的な評価をここで申し上げることがなかなかできないのですけども、これについてもやっぱり十分な効果と言えるのではないかとは思っております。

前回、導入する方向で進められるということでございますので、導入に当たりまして、少しずつでも活用の幅を広げていただいて、期待できる効果をどんどん高められるよう活用することが求められているものではなかろうかというふうに考えます。

いま一度、今度はまた1枚目のほうに戻っていただきまして、一番下のところになります。Ⅲのところです。交付金の活用についてを挙げております。これは、前回、国からの交付金を活用しての整備について御提案をしたところですけども、この交付金につきましては、その原資が将来世代の負担となる国債、国の借金であることの認識が必要であるということを踏まえして、いま一度、交付金に関してちょっと挙げてみております。

交付金の名称は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。交付金の活用目的・理由といたしましては、リモート化等によるDXの加速に対応し、新しい生活様式を踏まえた感染症に強い社会環境の整備として行政IT化を推進する。その新しい生活様式等への対応を見据え、感染症リスクの軽減対策、ペーパーレス化による環境負荷の軽減、業務効率化とコスト削減を図る。また、環境負荷の軽減によりSDGsの推進に貢献する、とされております。原資が将来世代の負担となる国債であるということにつきましては、ここにごございますように、環境負荷の軽減、あるいはSDGsの推進などにつきましては、まさに将来に向けて投資していくものと言えるものでございますので、後年における負担につきましても、理解いただけるものではなかろうかというふうに思います。

ごめんなさい、少々長くなりましたけども、前回、御指示いただいたものにつきまして整理をさせていただきました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ちょっと長かったんですが、皆さん、よく分かっていただけたのかなというふうに思いますが。費用対効果といいましょうか、直接的なコストダウンの部分

とか、あるいは直接ではないが、これからの可能性とか、今説明があったと思います。

今の説明をお聞きになって、御意見とか、何かございませんか。ないですか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ここまで詳細な資料を作って、お疲れさまでしたとしか言えんですけど。

現状のコストという詳細というのはこれで割とよう分かったんですけども、現状とペーパーレス導入後、この差額というか、現状推測されておるものとの差額というのは何ぼぐらいになるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ここにありますように、要するに紙と手間を抜くと。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 260から115を引いたぐらいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） だから、100万円ぐらいまだ元は取れないということなんです。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 元は取れんの。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） そうそう。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 金額的なコストは削減はされんけど、人的、ああいった時間的なものについては削減されるという。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 要は、このITを進めることよっての利便性とか効率とか、そういったものはお金に、まだここでお金に換算できませんから載ってないけれども、そういうのがそれ以上に埋められるのではないかなというような考え方ですね。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 例えばどういったことです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） さっき説明にあったように、議員の利便性が上がります。どこら辺じゃったかな。1枚ものの2のタブレット導入の効果1、2、3とありますね。ここら辺

だと思っんですよ。これはまだじゃあ幾らに計算できるかというわけにいきませんから。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) 増額にはしばらくは間違いはないということですね。増額というか、このペーパーレス化されることによって、金額的なコストはここ削減とは書いてるんじやけど、増額というように思っったら。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) そうなんです。現実的な、要するに予算に反映するようなお金は確かに必要になります。今言うようにランニングコストがかかるんです。けども、その部分というのは、だからそんなに大きくないということなんです。メリットの部分計算できんけれどもそれも大きいだらうと。それから、うちの議会だけじゃなくて、これからはもうそういった世の中になるのかなというところもありますね。幾ら、お金の換算というのはなかなか難しいところがあります。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) はい、オーケーです。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ほかにありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) いろいろ聞きながら、詳細な分は全部するんですか、役場の業務のこういう分析を。これに限ってやっちゃった。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これに限って、今回ちょっと調べてもらったんです。ただ、もちろんある程度想定してやらざるを得ないんですけど。ただ。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) まあそりゃ重箱のあれをつつくいうか、わしはそう見えて。私はこれGDPにやっぱり一番貢献しとんですよ、日本の。3,000万円という。500兆円の貢献をするわけよ。そのために学校も全部導入したでしょう。空調も入れたでしょう。日本の、要は経済基盤を安定さすためにとにかく使える。

このタブレットをどこで作っ取るかなんよ。日本国内で作ってるものを買うたげるかどうか。要は、コストは全部外国に投資するようなことになっちよるわけね。中国に行くんか、台湾に行くんか分からんけど。そこらの点も考えて。

〇議長（大瀬戸） 今、国産が果たしてあるかどうかという問題もあるんですけど。

〇12番（荒瀧） いや、そうなってしもうちよるけえ、要はGDPに何とか貢献するという。

〇議長（大瀬戸） 今はグローバル時代といわれますからね、やっぱり日本の中だけで完結するという時代じゃないんじゃないですか。

〇12番（荒瀧） いやいや、だからいろいろこういうふうに細かいこともされますが、結局これを導入することによって、使い方はそれぞれ個人の技量によるわけですから、紙が単なるなくなるわけでございますので、わしはかえって不便なんよ、赤ペンで書けんから。それは大勢の流れでしょうけれども。

〇議長（大瀬戸） 先月の話でもありましたように、やり始めてすぐはやっぱりなかなか皆さん不慣れで、効率的ではないかもしれないと思います。1か月か1年ぐらいかかる、慣れるまでに、慣れるまでは不便だと思います、確かにね。そこから先までやっぱり見たほうがいいかなと思います。

〇12番（荒瀧） それは時代の流れですから、それは乗っていかにか駄目でしょう。そこらは細かくこういうふうにするのがええのかどうか、大きな視点と、こういう分はあると思うよ。結局、お金使いですよ。政府は金を出すんじゃけ、その金は持つとくなよ、使えよという理屈ですから、使うてあげにゃいけんのですよ。

〇議長（大瀬戸） 何か御意見とかありませんか。光本議員。

〇3番（光本） ちょっと聞き漏らししかも分からんが、交付金の活用というところで、国の交付金が活用できるのはイニシャルコストだけですかね。ランニングコストは対象にたらないですか。

○議長（大瀬戸） 事務局長。

~~~~~○~~~~~  
○議会事務局長（西村） イニシャルコストだけになります。購入に関してだけ、あるいは工事とか、そういった整備に関してだけということになります。

~~~~~○~~~~~  
○3番（光本） それが2分の1。

~~~~~○~~~~~  
○議会事務局長（西村） 10分の10です。

~~~~~○~~~~~  
○3番（光本） ああ、全額ね。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 今回、ちょうどコロナの交付金がタイミングよくあるということで、10分の10ということで使えるものがあるということで、執行部のほうも一緒になって、この際、導入したらどうだろうかというような話になってきました。

ほかにございませんか。民法議員。

~~~~~○~~~~~  
○11番（民法） 当面、タブレット導入という方向で進んでいってるようなんですが、当面、ペーパーレスと兼用でいくじゃろうと思うんですよ。それを我々、使える議員側が覚えるまでそうするのか。それとも期日を切って、もう1年なら1年でというふうに。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） いいですか。よそのまちの例で言いますと、やっぱり苦手な人がおられるんですよ。そういう方はもう何年たっても紙でやられているところもありますが、ただやっぱりそれじゃあまり効果がよくないということで、できれば1年ぐらいをめどにしたらどうかなどは思っていますが、それはこれから導入までの時間、あと二、三か月あるので、これも検討事項かなとは思いますが。なるべく得意な人と不得意な人がいるので、教え合いしながら、議会の中で、特に常任委員会ぐらいの規模のところでもどんどん使っていってもらって慣れていくと。スマートフォンを皆さんも持っておられると思うので、あれと同じような感覚でできると思うんですよね。

よろしいですかね。ほかに御意見なければ。中島議員。

○4番（中島） 前回のコストがどうだということで資料を出してもらったんで、ありがたいと思う。結果的に、ダブるかもしれませんが、議会に関わる削減額の部分と、執行部に係る削減額の分、合わせて180万程度ですかね。これですよね。イニシャルはちょっと置いといたとして、ランニングで見ると年間で260万程度という話だったと思う。差引き約80万ぐらいですかね、が赤字ということになると。ここは一つの判断だと思うんですよね、さっきいろんな環境が変わってきたりとかというふうなことなので。私は進めるべきかなというふうに思いました。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 分かりました。

ほかにあれば。沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○8番（沖田） このコロナだけじゃなくて、今後、どんな感染症がはやるか分かりませんし、会議自体を、議会自体をリモートでやっていくという方向性もあると思うので、非常にいいと思うんですが、今問題になっているのは、本会議中に議案ではないものを見ていた議員がいるということが結構問題になってますので、それに関しては議長はどのようにお考えですか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） タブレットで遊びよったということですか。

~~~~~○~~~~~  
○8番（沖田） 議案以外のものを見ていたということが新聞にも出てます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） そうですね、そういうことはあってはならんことだと思います。ただ、それが関係ないものなのか、調べものをしよってんかというのもあると思うんですよ。全くもう議会と関係ないことをやってるんだとしたら、これは情けない話だと思います。ただ、ちょっと調べ物をたまたましよったところを見られて、そういう場合もあるので、一概には言えないとは思いますが、基本的にはもうタブレットは議会に関することだけに使っていただいて、ふだん自分で何か本を読みたいとか、議会以外のものを調べたいとき等は、自分のスマホか自分のパソコンでやってもらえるのが一番いいのかなと思っています。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） つまりはフィルタリングみたいなものをかけるような考えがあるのかな  
と思ひまして。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これ今後の課題ではあるんです。前も言ったと思うんですけど、一定  
のルールづくりをする必要があろうかと思っていますので、それを導入までにルールを  
やっぱりつくらなきゃいけないということはして、そういうことの中にそういったもの  
も考慮していく必要があるだろうというふうに思ひますので、それは導入までに決めな  
きゃいけないことだと。以上です。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、ないようでしたら、前回の協議のとおり、タブレットの導  
入に向けて進めることとしまして、交付金により整備のできるせつかくの機会ですので、  
この際、12月の補正予算でネットワークなどの環境整備やタブレット購入等の予算計  
上を進めてもらって、活用に関する詳細については引き続き検討するというにさせ  
ていただきたいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めますので、タブレットについてはこの程度といたしま  
す。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了とします。

（閉会 11時43分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長